

# 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力は、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）といい、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

DVは、外部からの発見が困難な家庭内において行われることが多いため、潜在化しやすいという特徴があるほか、加害者に罪の意識が薄く、周囲も気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという傾向があります。

さらに、子どもの前で暴力を振るう「面前DV」は、子どもの心理的虐待につながり、その被害者は増加しています。

また、若年層における交際相手からの暴力（以下「デートDV」という。）は身体や精神に深刻な影響を与えることが多く、また、望まない妊娠のリスクや将来にわたる暴力へとつながる可能性もあるため、予防に向けた若年層への教育や啓発等が重要です。

DVの背景には男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な性別役割分担意識など、今日に至るまでの社会的・構造的問題があり、DV被害者の多くは女性となっています。

しかし、価値観や生き方が多様化する現代においては、男性のDV被害者及び性的マイノリティのDV被害者、外国人・高齢者・障がい者等、様々な状況が複合的に絡み合うケースも増えてくると推測されます。

こうしたすべての被害者の人権を守り、DVを容認しない社会環境と、被害者支援の取組が必要です。

本市では、平成29年3月に「甲府市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、虐待・DVの防止、緊急時の安全確保、被害者の自立支援等の施策に取り組んできました。

平成28年、令和3年の「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の一部改正、令和元年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）の一部改正、令和2年の「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の決定など、関連する法律等の整備が進む一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大による生活不安やストレス、外出自粛による在宅時間が増加したことなどにより、DVの問題が浮き彫りとなっています。

この度、計画期間が令和4年度に満了となることから、基本計画におけるこれまでの取組の検証、市民意識及び社会状況の変化等を踏まえ、「第2次甲府市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」(以下「本計画」という。)を策定することとしました。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、DV防止法に基づき、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」や、山梨県の「山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」を勘案して策定する計画とします。

また、「第4次こうふ男女共同参画プラン」の「基本目標Ⅱ 暴力の根絶と困難を抱える女性への支援」の「Ⅱ-1 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援」を構成する部門計画とします。

## 3 計画の期間

本計画は、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間とします。

## 4 基本理念

誰もが自分らしく生きるためには、一人ひとりの人権が尊重されることが重要です。

DVは被害者の人権を侵害するものであり、「甲府市男女共同参画推進条例」でも第2章において大きく取り上げ、「性別による権利侵害の禁止」を定めています。また、DVは「パブリック・ヘルス(公衆衛生)」の問題であると言われ、健全な社会づくりにDVの根絶は最も重要です。

このことを踏まえ、「DVを許さない社会及びDVを受けた被害者が適切な保護・支援を受けることができ、安心して暮らすことのできる社会」を目指すことを基本理念とします。

## 5 基本目標

### I 配偶者等からの暴力を許さない市民意識の醸成

DVを根絶するためには、家庭や地域、職場などで、「DVは単なる夫婦喧嘩とは異なり、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である」という理解を深めることが必要です。DVや「DV防止法」などについて、市民に広く周知し、暴力を許さない市民意識の醸成を図ります。また、「山梨県配偶者暴力相談支援センター」や「警察」、「甲府市女性総合相談室」等の相談窓口の周知を図るとともに、保健・医療機関や学校、地域団体など関係機関と情報共有し、潜在化しやすい被害者の早期発見や、被害者への適切な対応に努めます。さらに、DVを未然に防止する対策として、若年層に対する学校等での教育を充実します。

#### 【重点目標】

- 1 普及啓発の推進
- 2 通報や相談窓口に関する情報提供
- 3 若年層への教育の充実

### II 被害者への相談支援の充実及び安全の確保

被害者からの相談に迅速かつ的確に対応するため、「甲府市女性総合相談室」の相談支援等を充実するとともに、被害者の安心・安全のため、一時避難所の確保や、各相談窓口で相談内容の情報連携・共有方法についての検討を進め、負担軽減及び相談による二次被害の防止が図れる相談体制の充実を進めます。

また、身体に危険が迫り、避難が必要な被害者に対しては、安全の確保を行うために、被害者の状況に応じ、迅速な一時保護が行われるよう「山梨県女性相談所」等の相談機関と相互の連携を強化します。

#### 【重点目標】

- 4 相談支援の充実
- 5 被害者の安全の確保

### III 被害者の自立支援の充実

被害者の保護・自立に向けて、安全な住居の確保や就業、生活費、子どもの就学等、様々な問題に対して、各種制度の情報提供や利用の斡旋等の援助とともに、住居確保や「公共職業安定所」等の関係機関と連携した就業に向けた支援、生活費等の経済的支援など、相談者が自立した生活が営めるようになるまでの幅広い支援を充実します。

### 【重点目標】

- 6 住宅の確保に向けた支援
- 7 就業に向けた支援
- 8 経済的支援等の生活支援

## IV 職務関係者の資質向上

被害者支援については、相談や支援に関わる職員の専門性の向上を図り、被害者の立場に立った相談対応に努めるとともに、被害者の安全を守るための情報管理の徹底を行います。

### 【重点目標】

- 9 相談員等の資質向上及び研修の充実

## V 関係機関との連携の強化

被害者の発見・相談・保護・自立等のそれぞれの段階で、切れ目のない支援を行うため、DV相談窓口である「山梨県配偶者暴力相談支援センター」や「警察」、「甲府市女性総合相談室」と「福祉事務所」、「児童相談所」等との、幅広い分野にわたる連携・協力体制を強化していきます。

特に、心身に深い傷を負った被害者に対する各種支援制度の利用についての手続を支援するため、関係機関と連携を図り、状況に応じて同行支援等を行います。

また、山梨県が開催するDVに関係する会議等に参加し、情報交換を行うことで、関係機関との連携を強化するとともに、被害者のニーズに応じた適切な支援制度の情報提供を行い、円滑な支援に努めます。

### 【重点目標】

- 10 関係機関との連携強化

## 6 本計画と関連するSDGs

本計画は、SDGsの目標である「ジェンダー平等を実現しよう」や「質の高い教育をみんなに」、「平和と公正をすべての人に」の達成に資するものとして、被害者の性別を問わず、身体的・精神的・性的など、あらゆる暴力を受けることのないまちづくりを推進していきます。

